

「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

第2章 総則

(1) 事業目的

公立・私立を問わず小学校および特別支援学校小学部に就学している児童で、その保護者が就労や疾病等により保育を受けられない児童に対し、授業の終了した放課後、および長期休業・その他学校休業日、土曜日等において、家庭にかわる安全で適切な遊びや生活の場を提供し、児童の自立と健全な育成を目的とする。

(2) 対象児童

市内に在住し、保護者が就労または疾病・出産等の理由により適切な監護を受けられない児童で、かつ入所を希望する小学校1年から3年生、および特別支援学校小学部の1年生から4年生。ただし、市長が特に必要と認めた児童にあつては、この限りでない。

(3) 規模

- ①市内に現在ある25カ所の児童クラブの児童受け入れ規模については、東村山市立児童館条例施行規則において定めている通り。
- ②今後、児童クラブを新設する場合、児童受け入れ規模は40人程度までとすることが望ましい。
- ③東村山市立児童館条例施行規則に定めている児童受け入れ規模を超える状態が継続することが見込まれる場合は、分割するなどの方法により、規模の適正化に努めるものとする。

(4) 施設・設備

- ①生活スペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保し、児童の体調の悪い時などに休息できる静養スペースも確保することとする。
- ②障害を持つ児童の利用が可能なようにバリアフリー化に努めるものとする。
- ③児童が安全で衛生的に過ごせる場所とするため、以下の施設・設備を設置するよう努めるものとする。

・必要な施設

生活室（クラブ室）、遊び場（屋内・屋外）、静養室、事務室、トイレ、玄関、足洗い場、台所、手洗い場、2方向以上の避難経路

・必要な設備

児童用ロッカー、下駄箱、傘立、座卓、本棚、事務机、椅子、指導員用ロッカー、冷蔵庫、食器戸棚、電話（FAX付）、布団、掃除機、救急箱、物置、消火器などの消防設備、防犯ブザーや施錠など不審者対策や防犯設備

児童が生活する生活室においては、適度な採光や通風に配慮し、空調装置（冷暖房）、カーテンやブラインド、網戸、その他生活に必要な備品を備えるよう努めるものとする。

また、家具の転倒防止策、ガラスの飛散防止フィルムなどの災害時対策、AEDの設置も望ましい。

児童クラブの改築工事等が発生する場合、運営者は当該児童クラブの保護者および学保連に速やかに周知を行うとともに、保護者等に対し工事期間中の安全対策・工事期間等の説明を十分行うこと。また、工事期間中であっても児童クラブにおける保育や行事をできるだけ妨げないような工夫をすること。

（５）開所日・保育時間

- ①開所日は毎週月曜日から土曜日までの6日間とする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く、
- ②保育時間は原則として下校後から午後5時45分までとし、土曜日および学校休業日（夏休み、冬休み、秋休み、春休み、都民の日、学校行事による休日振替日、台風や災害など緊急時、インフルエンザによる学校・学級閉鎖の場合等）は午前8時30分から午後5時45分とする。
- ③新1年生については、保育所や幼稚園との連続を考慮して、年度当初から入学式までの間の生活の場が確保されるよう、4月1日より受け入れることとする。

なお、多様な生活状況から祝日の開所、開所時間の繰り上げや閉所時間の繰り下げ等を求める保護者が増えており、運営者は開所日・保育時間について保護者および学保連と継続的に協議をしていくこととする。